

津山市定住ポータルサイトリニューアル及び運用管理業務委託仕様書

1. 業務名

津山市定住ポータルサイトリニューアル及び運用管理業務

2. 業務の目的

本市では移住定住の促進による地域の活性化に力を入れており、移住ポータルサイト「LIFE 津山」(<http://life-tsuyama.jp>) (以下「現行サイト」という。)において、移住希望者等に対して、本市の魅力や移住等に関する支援施策、イベントの情報を積極的に発信している。

また、多拠点居住、テレワークをはじめとしたライフスタイルや働き方が浸透する中で、地方移住への関心が高まっており、インターネット上での情報発信・プロモーションはより一層重要となっている。

このことから、現行サイトをリニューアルし、より見やすく分かりやすく、親しみやすいポータルサイトとすることで、若者・子育て世代をはじめとした幅広い世代に、津山ぐらしの魅力や支援策等をより効果的、効率的に発信できるサイト (以下「新サイト」という。) を構築すること及びその運用を目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

ただし、運用開始時期は令和5年2月1日を超えてはならない。

4. 業務の基本方針

現行サイトの内容及び下記の項目を十分に理解したうえで、新サイトのトップページ及び各コンテンツページのデザイン、コンテンツを管理するためのシステムを構築すること。

(1) ターゲット

新サイトにおけるメインターゲットは、自然・歴史文化、都市機能が調和した地方のまちでの暮らしを希望する若者・子育て世帯を中心とした移住希望者を想定している。また、サブターゲットとして多拠点での暮らしや、地域とのかかわりに関心を持ついわゆる関係人口とする。

(2) 新サイトの要件

①津山ぐらしの魅力とイメージが伝わるデザイン・コンテンツの提供

本市の魅力が感じられ、関心を持ち、訪れてみたい、暮らしてみたいと思えるデザイン性が高く統一感のあるサイトであること。また、各種情報が体系立てられ、見やすいサイト構成であること。

生活環境及び歴史文化、自然、人といった様々なコンテンツにより、イメージできるコンテンツであること。

②情報取得の容易性

補助金やイベントなどの各種情報が的確に取得できるサイト構成であること。

③情報発信力の強化

SNSとの連携を強化し、市内外への情報発信力を向上させ、移住希望者に興味を持っていただけるサイトであること。

④ユーザビリティとアクセシビリティの向上

専門知識のない職員でも容易にコンテンツの追加や修正が行えるユーザビリティに配慮したサイトを構築するとともに、マルチデバイスでの閲覧に対応したサイトであること。

⑤ページビュー数の向上と直帰率の低減

現行サイトではページビュー数の伸び悩みや直帰率の高さが課題となっており、新サイトはページビュー数の向上と直帰率の低下が見込まれるものであること。

5. 業務内容

受託者は「4. 業務の基本方針」を踏まえるとともに、他の自治体が運営する移住者向けポータルサイトも参考とし、新サイトのデザイン及びコンテンツ、管理・運用するためのシステムを構築すること。

(1) ポータルサイト制作 一式

①サイトデザインの構築及び設計

現行サイトのデザインや構造等を分析・評価し、改善点を明確にしたうえで、洗練された機能的な新サイトのデザイン提案を行うこと。なお、最終的なデザインは委託者と協議の上、決定することとする。

②コンテンツの制作

新サイトのコンテンツはサイトマップを参考に基本的には新たに作成することを想定しており、以下のコンテンツは必ず作成すること。また、その構成案について、現行サイトに捉われることなく、提案を行うこと。その他、提案にあたっては、4. 業務の基本方針に資する独自のコンテンツ案の提案を積極的に行うこと。

これに基づき、本市と受託者が協議を行いながら、コンテンツの追加・修正等を行うものとする。

コンテンツ制作に必要な素材は受託者が収集することとするが、委託者が保有する画像・動画データを用いた方が良いと判断した場合はこれを使用する場合がある。現行サイト内のテキストデータ及び写真データ、動画データは委託者より提供する。

《必須コンテンツ》

- ア. ターゲットの興味・関心を喚起する動画や写真、表現、トピックや新着情報に加え、分かりやすいタブなどで構成されたトップページ
- イ. 本市の歴史文化、自然、産業経済、住生活環境、生活環境、交通など、つやま暮らしがイメージできるコンテンツ
- ウ. 先輩移住者のインタビュー記事及び動画紹介コンテンツ。内容や見せ方等を工夫すること。また、年代や移住スタイルなどのカテゴリで絞り込みを行えるこ

と。

なお、現行サイトの「移住者の声」に掲載している内容及びインタビュー動画については新サイトへ、アーカイブとして移行する。

- エ. 移住を考える上で重要となる本市における「仕事」に関するコンテンツ。例示として、新卒者やI J Uターン者に向けた、就職支援、農林業への就業、地域企業の紹介など。なお、現行サイトの「津山市の企業・仕事」に記載した各企業・移住者の記事及び画像は新サイトにアーカイブとして移行する。
- オ. 本市の移住者向けの各種支援情報（補助制度、就労、就農、住まい情報ページなど）のコンテンツ。
- カ. 本市が作成した動画（現サイト中、ムービーシアターページに掲載している動画など）を取りまとめたコンテンツ。
- キ. 移住までの流れや問い合わせ方法が容易にわかる情報とともに、WEBでの問い合わせができるフォームを掲載したコンテンツ

③付加機能及び業務

新サイトの構築にあたり、以下の付加機能及び業務を行うこと。

ア. CMS機能の実装

新規ページの追加及びページの更新（文章、画像、図表等の入れ替え、修正など）についてはワードプレスなど一般に普及しているCMS機能を導入し、特別な知識を持たない者でも利用可能なものとする。なお、CMSの機能要件は「CMS機能要件一覧表」に示す。また、CMS機能要件一覧表に記載している内容のうち、重点要件としている項目について、条件どおりの実装が困難な場合は代替案を提案すること。

イ. ページ内検索機能の実装

ページ内のコンテンツを検索できる機能を実装すること。

ウ. サーバー設置

受託者はポータルサイトを掲載するサーバーを確保すること。なおサーバーは、高度なセキュリティを確保した堅牢なデータセンターなどに設置されており、津山情報セキュリティ基本方針に対応した高度なセキュリティ対策が施されたものであること。

WEBサイト全ページについて、SSL/TLS暗号化処理を行うこと。

エ. セキュリティ要件

- i. 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。また、情報漏えい対策を十分に講じること。
- ii. 第三者からサーバーへの不正なアクセス、異常または障害の発生が確認された際には、直ちに本市に連絡すること。また、発生原因を速やかに調査し対策を講じること。
- iii. SSL証明書は、信頼のおける第三者発行のものを扱い、発行元不明または信頼できない扱いにならないこと。

オ. 現行ドメインの移管

現行サイトのドメインは継続して用いることとし、これに必要な移管の手続きを行うこと。

カ. バナーの制作

新サイトのデザインに沿ったバナーを制作すること。

なお、令和4年度のパナーの制作は5本程度を予定している。

キ. 検索エンジン最適化（SEO）の対応

Google Chrome, Yahoo などの検索エンジンにおいて、新サイトが検索上位となるよう、SEO対策を実施すること。また、提案においてSEO対策の考え方を示すこと。

ク. アクセス分析機能の実装

管理者がアクセスログを簡単に分析できる機能を有すること。

なお、アクセス分析については、全ページ及び各ページのアクセス件数の取得や、閲覧者の接続ポイントの解析・分析ができ、その結果をCSVファイル等で保存・出力できること。

④マルチデバイスでのWEBブラウザ対応

Google Chrome, Microsoft Edge, Safari, Firefox で支障なく閲覧でき、各ブラウザメーカーにて最新バージョンが公開された場合は、速やかに対応すること。また、スマートフォンやタブレットでの閲覧に際し、ページのレイアウトやデザインがそれぞれの画面サイズで適切に表示されること。

⑤現行サイトからのデータ移行

新サイトの制作にあたり、必要なデータを現行サイト・サーバーから移行すること。

⑥契約満了又は変更時、解除時の業務引継ぎについて

本業務は契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除又はその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、本業務終了日までに本市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講ずるため、業務引継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。

なお、移行用のページやコンテンツ等の提供にかかる費用は保守運用契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

(2) 令和4年度サイト運用管理業務

新サイトの運用にあたり、令和4年度は以下の管理運営業務を行うこと。その他必要と考えられる業務がある場合は見積書に明示すること。

- ①サーバー運用及びドメイン管理
- ②システム等の保守・障害対応
- ③運用管理マニュアルの作成
- ④職員向け導入研修の実施

⑤アクセス分析・レポート作成 1回

(3) 令和5年度以降の年間サイト運用管理業務にかかる経費について

令和5年度以降の参考として下記の運用管理業務を実施する際の年間の必要経費を見積書中に明示すること。なお、必要経費の提案上限額は240万円とする。

- ①サーバー運用及びドメイン管理
- ②システム等の保守・障害対応
- ③アクセス分析・レポート作成 年4回（四半期ごと）
- ④先輩移住者の取材及び記事制作 年2回以内
- ⑤市内企業の取材及び記事制作 年1回以上
- ⑥本市が実施する移住関係イベント（体験ツアー、交流会等）の取材及び記事コンテンツ制作 年4回以内
- ⑦サイトなどで利用する街並みや四季の自然などの素材写真撮影 年2回以内
- ⑧運営で生じるサイトの軽微な追加・修正・変更
- ⑨リスティング広告，フェイブック広告
- ⑩運営に係る担当者打合せの実施 月1回
- ⑪バナー制作 年5本予定

(4) 打合せの実施及び業務進行管理

打合せの実施については以下の段階又は月1回以上とするが、双方で打合せが必要と判断した場合は適宜実施することとする。

委託者が可能と判断した場合はオンラインでの実施も可能とする。

- ①ポータルサイト制作業務着手時
- ②サイト構築時（デザイン，コンテンツ）
- ③最終検証時

6. 成果物

下記を成果物として納品すること。

- (1) ポータルサイト操作説明書（A4ファイル1部，電子媒体1部）
- (2) コンテンツマネジメントシステム一式（電子媒体1部）
- (3) コンテンツデータ一式（電子媒体1部）

7. 再委託について

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先の概要や責任者，再委託する内容等について、書面により本市の承認を得ること。

8. 著作権に関する取扱い

本業務の遂行に際し、作成したコンテンツの著作権及び成果品の所有権は本市に帰属する。なお、イラストや画像、システムなど既に他者が著作権を有するものについてはこの限りではないが、本市が使用することについて問題が発生しないよう、適切に対応を行うこと。

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

9. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定することとする。
- (2) 本業務の遂行で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後にあっても同様とする。